

～ 簡易専用水道の維持管理について ～

簡易専用水道の設置者は、水道法により定められた維持管理を行わなければなりません。

正しい管理を行って、常に安全で衛生的な飲み水を確保しましょう。

簡易専用水道とは

○ 市町村や水道企業団などの水道事業から受ける水のみを水源とし、その水を一たん受水槽に溜めた後、建物に飲み水として供給する施設で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいいます。

※ 有効容量とは

受水槽の有効容量とは、水槽において適正に利用可能な容量であり、最高水位と最低水位との間に貯留される量をいいます。

高置水槽の容量は有効容量に含みません。

○ 受水槽の有効容量が10m³を超えても、地下水（井戸水）をくんで受水槽に溜めている場合や、まったく飲み水として使用しない場合（工業用水、消防用水など）は、簡易専用水道ではありません。

管 理 方 法 ①

○ 設置者は、1年以内ごとに1回、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けなければなりません。

※ 簡易専用水道の検査機関（滝川保健所管内）

- ・ 日本衛生株式会社（札幌市清田区平岡1条1丁目1-40）TEL011-888-0122
- ・ 株式会社環境科学研究所（函館市西桔梗町28-1）TEL0138-48-6211
- ・ 一般財団法人旭川市水道協会（旭川市上常盤町2丁目1970）TEL0166-26-8523
- ・ 北海道滝川保健所（滝川市緑町2丁目3-31）TEL0125-24-6201
- ・ 市町（但し、実施していない市町もありますので、必ずお問い合わせください）

管 理 方 法 ②

○ 受水槽・高架水槽の掃除を1年以内ごとに1回、必ず行なわなければなりません。水槽の掃除は、水槽壁面の掃除や内部の消毒などを行うものですが、専門的な知識・技能が必要です。掃除の際には、建築物衛生法に基づいて知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

建築物飲料水貯水槽清掃業者については、保健所におたずねください。

○ 設置者は、次の事項の管理を行ってください。設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する人を決め、適切な管理を行ってください。

水質確認

給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味を確認してください。

異常があった時には、保健所や水質検査機関に依頼して、必要な項目の検査を行ってください。

水槽の点検

水槽の点検を行って、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための措置を講じてください。

～ 点検のポイント ～

- ・水槽の周辺は清潔ですか。
- ・水槽にヒビ割れや水漏れはありませんか。
- ・周囲に汚染の原因となるものは置いてありませんか。
- ・水槽内に沈積物や浮遊物はありませんか。
- ・マンホールのふたは防水密閉型できちんと鍵がかかっていますか。
- ・オーバーフロー管や通気管の防虫網はついていますか。
- ・オーバーフロー管や通気管の防虫網はいたんでいませんか。

書類の整理

次のような書類を整備し、保管管理してください。

- ・設備の配置、系統を明らかにした図面
- ・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- ・水槽の掃除の記録（貯水槽清掃業者からの報告書）
- ・簡易専用水道の検査結果書（検査機関からの報告書）

連絡先：滝川保健所生活衛生課
主査（環境衛生）
〒073-0023
滝川市緑町2丁目3-31
TEL：0125-24-6201
FAX：0125-23-5583